



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年1月25日(月) 号外(第3号)

目次

ページ

選挙管理委員会告示

○選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決

2

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第3号

草津町議会議員新井祥子解職投票における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

令和3年1月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

裁 決 書

群馬県吾妻郡草津町大字草津464-1156マウントマリーナB-111

審査申立人 新井祥子

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和3年1月7日付けで提起された令和2年12月6日執行の草津町議会議員新井祥子解職投票(以下「本件投票」という。)における選挙の効力に関する審査の申立てについて、群馬県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

事案の概要

令和2年10月16日に、草津町議会議員新井祥子解職請求者署名簿(以下「署名簿」という。)について、草津町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第6項による署名簿の返付を行ったところ、同日付けで解職請求代表者から草津町議会議員新井祥子解職請求書が提出され、解職の請求が行われた(以下「本件請求」という。)

町委員会は、同法第80条第2項により本件請求の請求の要旨を公表し、同条第3項に基づき、本件投票は令和2年11月16日に告示され、同年12月6日に執行された。

本件投票は同日に開票が行われ、有効投票数の過半数の賛成があったため、同法第83条により申立人は草津町議会議員の職を失った。

本件投票の結果は、草津町議会議員新井祥子解職投票選挙会から町委員会に同日に伝えられ、町委員会は、同法第82条に基づき、本件投票の結果を、請求代表者、申立人及び草津町議会議員長に通知するとともに、これを公表し、草津町長に報告した。

申立人は、同月21日に町委員会に対して、同法第85条第1項により準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第202条第1項の規定により、本件投票に係る選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は、同月25日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

本件は、申立人が、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件投票を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

審査申立関係人の主張の要旨

1 申立人の主張の要旨

申立人は、令和2年12月25日付けで町委員会が行った異議の申出を棄却する旨の決定を不服とし、この決定の取消しを求め、本件投票の無効を主張する。その理由とするところを審査申立書、町委員会の弁明書に対する反論書に従って要約すれば、次のとおりであると解される。

(1) 「数の力」で政治的に処理し、真相を解明しないのは最も町の品位を貶める。

(2) 本来、解職請求制度は一般住民が公職者を呼び戻すために使うもので、議員や首長など公職者が関与するのは甚だしい制度の濫用である。

- (3) 議員などの公職者が解職請求制度を使うのであれば、公職を辞した上で一般住民の身分で使うべきであるところ、現職の議員によって議会活動の一環の如く解職の投票運動が行われ、町長によって積極的に解職を呼びかける街頭演説が行われた住民投票は、町当局及び議会の圧力があり、本来の住民投票ではない。
- (4) 申立人は110票で当選した。しかるに有効投票の半数以上1,418票が反対しなければ失職するというのは理屈にあわない。
- (5) 請求の要旨において、申立人が草津温泉で活躍する多くの女性を貶める発言をしたとの記載があるが、申立人は議員として1人1人の町の方の意見を聞きながら活動してきた。
- (6) 黒岩信忠町長と申立人との事件について真実が明らかになっていない中、申立人の主張を一方向的に「嘘」と断定し、解職請求を行うのは公平性に欠け、権力の濫用である。
- (7) 本件投票の目的は、住民の意思の映ではなく、申立人の議会からの排除であることは明白である。このようなリコールは、県の審決の意味がなくなるため、重大な問題である。
- (8) 確定されていない事実や事実と異なる事項が請求理由として請求の要旨に記載されているから、本件請求は無効である。
- (9) 首長のリコール等の重大な民意を問う以外、安易に解職請求制度を使用すべきではない。

2 町委員会の主張の要旨

町委員会の弁明書に従って要約すれば、次のとおりであると解される。

- (1) 本件請求は、地方自治法第80条第1項に適法の解職請求と認められる。解職を請求できるのは「選挙権を有する者」とされており、公職者の解職請求への関与を制限する規定はない。
- (2) 本件投票について、選挙の管理執行上の規定に違反したと認められる事実はない。

理由

1 当委員会の判断

議員解職の投票の効力に関する審査申立ては地方自治法第85条第1項により公職選挙法の規定を準用するものとされており、当委員会は、同法第205条第1項の規定に沿って判断する必要がある。

同項の規定によれば、およそ選挙が無効とされるのは、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない」(昭和61年2月18日最高裁判決)とされている。

また、「選挙結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反について、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合」(昭和29年9月24日最高裁判決)とされている。

当委員会は、以上の観点から、申立人の主張する理由について、次のとおり判断する。

2 申立人の主張(1)について

申立人は、「数の力」で政治的に処理し、真相を解明しないのは最も町の品位を貶めることを主張するが、選挙の管理執行上の手續とは関連がないことは明らかである。

3 申立人の主張(3)について

申立人は、現職の議員によって議会活動の一環の如く解職の投票運動が行われ、町長によって積極的に解職を呼びかける街頭演説が行われた住民投票は、本来の住民投票ではないことを主張する。

しかし、解職の投票運動は、戸別訪問の禁止(公職選挙法第138条)や署名運動の禁止(同法第138条の2)など一定の制限はあるものの、現職議員や現職首長が解職の投票運動を行うことが全て禁止されているわけではない。さらに、たとえ現職の議員又は首長が解職の投票運動に関する選挙の規定に違反したとしても、管理執行機関による管理執行上の選挙規定違反ではないため、選挙無効の原因とはなり得ない。

よって、申立人の主張から、選挙無効の原因となる選挙の管理執行上の規定違反があったと認めることはできないものであるため、申立人の主張を採用することはできない。

4 申立人の主張(4)について

申立人は、有効投票の半数を下回る投票数で当選したにもかかわらず、有効投票の半数以上が反対しなければ失職するというのは理屈にあわないことを主張するが、地方自治法第83条に「普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第80条第3項又は第81条第2項の規定による解職の投票において、過半数の同意があったときは、その職を失う。」と規定されており、申立人の主張は認められない。

5 申立人の主張(2)及び(5)から(9)までについて

申立人は、現職の公職者が関与する解職請求や事実とは異なる事項が請求の要旨に記載された解職請求書による解職請求、申立人を議会から排除することを目的とした解職請求、重大な民意を問う以外の目的による解職請求はいずれも無効ないしは認めるべきでないことを主張する。

投票自体が選挙の管理執行上の規定違反がなく執行されたとしても、違法な解職請求に基づいて執行された解職投票であれば、その解職投票は無効に帰すと解されるため、この点について判断する。

そもそも、地方自治法第80条第1項による解職請求ができる者は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者をいい(同法第74条第1項)、現職の議員や首長が解職請求を行うことを制限する旨の規定は存在しない。

また、「選挙管理委員会は、解職請求の理由の内容の当否について審査権限を有するものではない」(昭和28年12月4日最高裁判決)ことから、請求の要旨に事実とは異なる記載があることや請求理由が不相当であることを理由として解職請求の受理を拒んだり、解職請求を却下したりすることはできないと解すべきである。

したがって、解職請求が同法第80条第1項の規定に適法であり、かつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第97条第1項に規定される却下されなければならない場合への該当がない場合には、これを有効と解すべきである。

町委員会の弁明書によれば、本件請求は、署名簿及び草津町議会議員新井祥子解職請求署名収集証明書が添付され、同法第80条第1項にいう「総数の3分の1」以上にあたる3,180人の連署をもって、同令第96条第1項の期間内に、選挙権を有する代表者から請求されたというのであり、申立人もこのことは否定していない。すると、本件請求は同法第80条第1項に適法であり、かつ、同令第97条第1項により却下されなければならない場合への該当もなかったものとして有効な解職請求と解すべきである。

よって、申立人の主張は認められない。

6 結論

以上のとおり、本件投票に係る選挙の効力に関する申立人の主張にはいずれも理由はなく、かつ、選挙の管理執行上の規定違反があったと認められないのであり、選挙無効を求める本件審査の申立ては理由がないから、地方自治法第258条第1項により準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年1月25日

群馬県選挙管理委員会
委員長 宮下智満

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
